

平成15年6月20日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成15年6月20日
開会 10時00分 閉会 10時58分
- 2 場 所
幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 古川 稔 副委員長 乾 邦広
委員 野原恵子 佐々木芳男 芳滝 仁 伊東昭雄 瀨瀨太郎
議長 本保証喜
- 4 傍聴者
堀川貴庸 豊島善江 中橋友子
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 6 審査事件
陳情第3号、「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
その他、道外研修について
- 7 審査結果
陳情第3号、閉会中の継続審査とすることに決した。
その他～道外研修について
- 8 審査内容
(下記のとおり)

◇審査内容

(10:00 開会)

○委員長（古川 稔） 皆さんおはようございます。只今より総務文教委員会を開会いたします。先日13日に陳情3号につきまして、改めて審査しようということの中で今日に来ております。「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、皆さんが勉強されましたご意見、質疑をお願いしたいと思っております。

○委員（芳滝 仁） 私は出されましたことにつきまして支持すべきだと思います。様々な立場は違うんですけれども、憲法調査会が2000年の1月に出来まして憲法について考えていこうというふうな形の中で、3月に教育改革国民会議が出来上がってきておまして、私の考えは憲法を堅持すべきだというふうな考えがありまして、基本法と申しますのはそれに基づいてですね、教育基本法というのが制定されて来ておると一つの、前文にもそれがうたわれていますものですから、そのところで今の段階で今の教育基本法と申しますのを堅持すべきだというふうな考え方でありまして、もう1点は基本法の10条にですね教育は不当な支配に服することなくと、こううたわれております、このことにつきまして中教審の答申の中でですね、基本法改正ということではなくて教育振興基本計画という1つの有り方についてという、付属した形で支えております、そのところに行政が教育の内容にまで係わるというふうな形の道が開かれてあるという、そういうふうなことがうたわれてあります。これ私は、それはすべきでないというふうな考えでありまして、少し立場が違うんですけれども、このことに関しまして、出されましたことにつきまして支持すべきだというふうに考えておりました。

○委員（乾 邦廣） 只今の、芳滝委員の話しを聞くとなんか討論の方に入ったように聞こえるんですけれども、もう一回確認したいと思います。質疑でよろしいでしょうか。

○委員長（古川 稔） これ、分け隔てというの非常に難しいと思うんですけれども、意見・質疑というお互い意見を出し合うということの中では、どうしても本論に近い状態になっていくのかなというふうにも思うんですけれども、その意見をだめということにも、

○委員（乾 邦廣） 私、そういう意味では云っておりませんが、これ中々現行法と改正については非常に難しい、私なりに判断と言われても正直なところ難しい、もう少し中身など質疑しながら進めて行ったほうがいいのではないかなと思っております。

○委員長（古川 稔） 乾委員の方から、芳滝委員の意見が討論に近い状態だということの中で、もう少し質疑の中で話をしていかなければならないのではないかなというようにご意見が出ておりますが、どうしても突っ込んだ話になりますと、そう云う方向にも向くかと思っておりますけれども、努めて質疑の中でお話をさせていただきたいというふうに思っておりますが、

○委員（佐々木芳男） 論議を積み重ねて結果を出すわけですから、勝手に自分の考えを述べたいと思っておりますが。前回のときに教育新聞のコピーしたものをいただきましていろいろ読まさせていただきました。その人々によって考え方がそれぞれ違うということは確かですし、どういう形で結論付けるかということについても大変難しいことだと思います。従ってこのいろんな立場の人が論じていること、私なりに解釈しながら考えていきましても、やはりこの教育基本法の改正については相当の問題点があるなというふうに感じる部分が多いわけですね。しかもここに陳情書の中にもありますけれども、この答申が出てどれだ

け論議されたかというあたりを見ると国レベルでも非常に少ないし国民自体に知らされていることが非常に少ないと、しかも全国のPTA関係でも教育基本法についてどうなっているかということが殆ど知らされていないままに今改正しようかという形をとっているようですが、そこら辺に非常に問題があるだろうと、ここに書いてあるように極めて拙速な論議で進めようとしている。そこら辺に大きな問題点があるだろうなというふうに思います。

中身についてはいま芳滝委員が言われたことも含まれてありますけれども、やはり頭を捻る部面で国民の内心にかかわることがこの憲法の中に埋め込まれてきているような中身もございしますので、そう云ったことを含めると非常に問題点が多いなというふうに思っております。

○委員（瀬瀬太郎） 私も佐々木委員と同類の教育新聞を持ったなかで一部見た中で、関係の国会議員、与党野党も含めていろいろな互いの立場で論議なされている訳でございます。今回出された現行法・新法あわしてですね、まだ資料の中の中身見るとやはり中間的な報告という審議会の話の中で、当然完全に塾していない論議だとか、3段階というかホップ・ステップ・ジャンプと言う云いかたを引用すればまだステップと言うかその辺の段階の中身でないかと、かように考えているところなんです。私の資料に基づいて論語を交わしてきている一番の焦点は新法の理念の中身の数ある、7つか8つある中でその中の理念の部分でちょっと頓挫している・問題になっていると言うようなことだと思います。そういった中でまだまだ論議の余地、国においても論議する余地と言うのはまだまだ残されていると、しかしながら新法と言えども現行法を理解しながらそれを時代に即応した新法に変えていくと言ったようなことは当然50年前の現法ですから、そう云ったことで時代に即応した新法に変えていっていると言うことは顕著に表れているところでございます。質疑ですから結論じみた話は差し控えておくんですけど、いまの私の意見としてはそんなところであります。

○委員（野原恵子） 現在の教育基本法を呼んで見ますと、何故いまこれを変えなければならぬのかと言う疑問が沸いてきます。確かに不登校の問題だとか学校そのものに対する教育の不十分さというのはあるんですけども、それをこの教育基本法にしっかりと基づいて教育をされていけば、それは避けられる問題・改善されていく問題はたくさんあると思うんです。基本法を変えるのではなくて基本法に基づいてしっかり教育をしていく、その方向に改善していくというなら分かるんですけども、基本法そのものを変えていくと言うこと、私は疑問が残るというふうに考えております。

○委員（伊東昭雄） 私は50年前ですか、これ天皇崇拝といったらおかしいけれども、そう云う教育できたのがマッカーサーの指令によって180度とは云わないが、50年前に憲法・自由ということでされたんですけども、それが50年経ってやはり戦前につくった中にはいいもののあると思うんです。それじゃいま何故変えていこうかと言うことは、やはり時代も変わってくるしいまの子供に即した新しい時代に沿ったものに変えていったら良いのでないかということでないかと思うんです。それで資料を見る中では全面的に否定するものでもないし、やはり新しい理念に基づいた基本法をつくっていくべきでないかと思うんです、しかし今のこの状況の中では全面的に新しい基本法をつくっていくということは、如何でないかなという考えもっています。

○委員（佐々木芳男） 私も戦前生まれで、戦前の教育を徹底的に受けた一人ですけれども、教育ちよくごが戦前のわれわれの主たる大きな目標だったわけです。これによって私たちは育てられ教育されてきたと、これが終戦と同時に非常に大きな間違いであったという反省の基に今回の教育基本法が制定されたわけです。

論議はいろいろ見る角度、考える角度によって違うだろうと思いますが、日本国民としてどう生きるべきかと言うことを踏まえながら、この基本法の中におそらく教育基本法と言う形で残されてきた、それが今日まで来ているわけですがその結果非常に子供たちが教育が乱れたという反省のもとに基本法を改正しようという機運が高まったと思います。いま野原委員もいわれたように教育基本法がこうだったからいじめや不登校や学校問題が起きたんだということは、あまりにもこれは考え方が行き過ぎ考えだろうと、もっともっと以前のものがあつたはずなのに、その辺を全く手をつけないで教育基本法に責任があるかのように現在考えられて来ているということに、やはり問題があるのではないかということなんです。従って時代が変わっていけば考え方も変わるし、いろいろ変化があつていいと思いますけれども、いま考えてみるとこの改正の中に、その方向性がどうなのかなという問題点が私なりに感じるものがあります。これ議論の中で後でお話したいと思いますけれども、そんなことも含めて非常に今回の改正には問題があるなという押さえをしております。

○委員長（古川 稔） 他にありませんか。

ここで、暫時休憩をいたします。

（10：20 休憩）

（10：34 再開）

○委員長（古川 稔） 再開いたします。意見があれば出していただきたいと思いますが、慎重派といいますかもう少し勉強したいと言う方々と、この陳情書をそのまま認めると言う方々と、これ半々くらいなので、どのようにすべきかというように思っているわけですが。

○委員（瀬瀬太郎） 皆さんそれなりに少ない資料の中で、その中身に大変苦慮していると思います。ですからいろんな、これで結論じみたことを出すことがベターなのかという私は陳情者に全く失礼な話だと、かように思っております。ですからまだまだいろんな角度から知識を頭に詰め込むといったようなことが必要ではないか、結論を出せという人もいると思いますが私は時期尚早だと、かように思っております。

○委員（乾 邦廣） 私もこの件に関する委員会まだ2回目でありまして、皆さんの意見聞きますといろいろまあ2つに分かれているのかなと、いま判断をしております。もう少し精査しながら本案件については継続でいったほうが宜しいのではないのでしょうかと思っております。

○委員長（古川 稔） 陳情に対して○という方が約半数、あともう少し勉強して慎重にという意見が3人というような感じであります。そのようなことで、いま急に結論を出すのではなくして継続審査という形の中で進めていきたいと私は思いますが、如何でしょうか。

（「宜しいです」の声）

○委員長（古川 稔） それでは、閉会中の継続審査と決めさせていただきます。

先日、陳情第2号、30人学級につきまして採択になりましたが、この意見書の作成について皆さん方のご了解を得ておりませんでしたので、委員長と副委員長とで意見書を作成するというご了解を頂きたいのですが宜しいでしょうか。

(「宜しいです」の声)

では、そういうことで作成することにいたします。

次に、2番目のその他について、閉会中の継続調査・所管事務についてお伺い致したいと思えます。

(所管事務調査・道外視察研修について意見集約)

(10:58 開会)